（法第百五十三条の八第一項第四号及び第七号の厚生労働省令で定める権限）

第二百十八条　法第百五十三条の八第一項第四号及び第七号の厚生労働省令で定める権限は、次のとおりとする。

一　法第百三十二条第一項の規定による督促

二　法第百三十二条第二項の規定による督促状の送付

（法第百五十三条の八第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定）

第二百十九条　法第百五十三条の八第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又はその他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一　健康保険法第五十一条の二及び第百八条第五項

二　労働者災害補償保険法第四十九条の三

三　厚生年金保険法第百七十三条の二

四　私立学校教職員共済法第四十七条の二

五　国家公務員共済組合法第六十六条第七項、第八十条第四項、第八十七条の二第二項、第九十三条の四及び第百十四条の二

六　国民健康保険法附則第二十条

七　地方公務員等共済組合法第六十八条第七項、第八十二条、第九十三条第二項、第九十九条の九、第百四十四条の二十五の二及び第百七十条の三

八　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三十七条

九　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十三条の二

十　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第二十六条及び第二十八条第二項

十一　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十二条の二

十二　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百三十八条

十三　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第四十五条第二項

十四　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第百十条第二号

十五　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十八条及び第二百三条

十六　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林漁業団体職員共済組合法第七十八条の二

十七　統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十九条及び第三十一条

（法第百五十三条の八第一項各号に掲げる事務に係る申請等）

第二百二十条　法第百五十三条の八第一項各号に掲げる事務に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所に対してするものとする。

（情報の提供）

第二百二十一条　機構は、厚生労働大臣の求めに応じて、速やかに、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとする。

（船長等の事務代行）

第二百二十二条　この省令の規定により船舶所有者が行うべき次に掲げる事項については、船舶所有者は船長又は船長の職務を行う者をその代理人としてこれらの処理を行わせることができる。

一　第六条、第八条から第十三条まで及び第十五条の規定による届出を行うこと。

二　第四十四条に規定する療養補償証明書の交付を行うこと。

（添付書類の省略等）

第二百二十三条　第三章第二節第二款又は第四款の規定による届出（氏名の変更、住所の変更又は死亡の届出に限る。以下同じ。）を第三章第二節第二款又は第四款の規定による届出のうち同種の届出と同時に行うときは、第三章第二節第二款又は第四款の規定による届出に係る届書に記載すべき事項及び添付すべき書類等のうち、一の届書に記載し又は添付したものについては、他の届書に記載し又は添付することを要しないものとする。この場合においては、当該他の届書に記載すべき事項のうち、年金コードは記載することを要しないものとする。

附則第一項から第十四項までを削る。

附則に次の一条を加える。

（平成十九年改正法附則第三十九条の規定による保険給付）

第一条　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた保険給付に関する請求、届出その他の手続等については、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十八号）第一条の規定による改正前の船員保険法施行規則第二十二条、第二十四条ノ二から第二十四条ノ二ノ三まで、第二十七条から第二十九条まで、第四十二条から第四十三条ノ三まで、第四十三条ノ六から第四十四条ノ二まで、第四十四条ノ四、第七十条から第七十二条まで、第七十三条ノ二から第八十一条ノ五まで及び第八十二条ノ三ノ二から第八十二条ノ十七ノ九までの規定はなお効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十四条ノ二ノ二第三項、第二十四条ノ二ノ三、第二十九条第一項、第四十二条、第四十三条ノ二、第四十三条ノ六第一項、第四十四条ノ二、第七十一条第一項、第七十五条第一項、第七十五条ノ三第一項、第七十五条の四第一項、第七十五条ノ六第一項、第七十六条の四第一項、第八十条ノ三第一項、第八十二条ノ七第一項、第八十二条ノ十五第一項、第八十二条ノ十六第一項	地方社会保険事務局長等	協会
第四十八条ノ八、第七十条第一項、第七十一条、第七十三条ノ二、第七十三条ノ三第一項、第七十四条ノ四第一項、第七十四条ノ五第一項、第七十四条ノ六第一項、第七十四条ノ七第一項、第七十四条ノ十、第七十五条ノ七第一項、第八十一条第二項、第八十一条ノ二第一項、第八十一条ノ三、第八十一条ノ四第一項、第八十二条ノ二第二項、第八十二条ノ三ノ四第一項、第八十二条ノ四ノ二第一項、第八十二条ノ九第一項、第八十二条ノ十第一項、第八十二条ノ十一第一項、第八十二条ノ十二第一項、第八十二条ノ十七ノ八	社会保険庁長官	
		協会